

公益財団法人日本リウマチ財団 リウマチ登録薬剤師制度が発足

平成 26 年度の登録申請を平成 26 年 6 月 1 日より 9 月 30 日まで受付け、資格審査後、10 月 1 日付けでリウマチ財団登録薬剤師第 1 号誕生予定です。

(制度の目的)

リウマチ性疾患の薬物療法に精通した薬剤師を育成し、リウマチ財団登録医、リウマチケア看護師等と連携・協働して、リウマチ性疾患にかかる医療技術の進歩、医療水準の向上を図り、よりよい医療を提供するため、リウマチ財団登録薬剤師制度が発足しました。

(制度の対象となる薬剤師)

1. 医療機関、調剤薬局において、リウマチ性疾患の薬学的管理指導に従事している薬剤師
2. 薬剤師の資格をもつ薬学・医学系教育機関の教員

(リウマチ財団登録薬剤師の資格)

1. 直近の 5 年間において、通算 3 年以上リウマチ性疾患の薬学的管理指導に従事している薬剤師で、直近の 5 年間において、次の各号の要件を満たす者

(1) リウマチ性疾患の薬学的管理指導患者名簿 20 例（抗リウマチ薬の調剤 3 例以上）を有すること

(2) 薬学的管理指導患者名簿のうち、10 例（抗リウマチ薬の調剤 3 例以上）については、薬学的管理指導記録の記載を有すること

(3) 財団が主催し又は認定する教育研修会に出席し、20 単位以上取得した証明書を有すること。

※平成 28 年 9 月 30 日までは過渡的期間として、20 単位以上の取得に替えて、財団主催、認定の教育研修会参加実績が 3 回あればよい。

2. 薬剤師の資格をもつ薬学・医学系教育機関の教員

直近 5 年間において、次の各号の要件を満たす者

(1) 引続き 3 年間のリウマチ性疾患の医療薬学に関する講義、セミナー、演習、医療薬学実習等の指導時間数の合計単位（学校教育による履修単位）5 単位

(2) 財団が主催し又は認定する教育研修会に出席し、20 単位以上取得した証明書を有すること。

※平成 28 年 9 月 30 日までは過渡的期間として、20 単位以上の取得に替えて、財団主催、認定の教育研修会参加実績が 3 回あればよい。

(財団主催等研修会の開催について)

1. リウマチケア看護師・リウマチ財団登録薬剤師研修会	
日 時：	平成 26 年 7 月 20 日（日）
場 所：	全社協・灘尾ホール（新霞が関ビル内）
※	プログラム作成次第、財団ホームページに掲載
※	教育研修会参加実績 2 回に相当
2. リウマチ月間リウマチ講演会	
日 時：	平成 26 年 6 月 8 日（日）
場 所：	丸ビルホール
※	プログラム作成次第、財団ホームページに掲載
※	教育研修会参加実績 1 回に相当
3. リウマチの治療とケア研修会 全国 6 地区	
北海道・東北地区	平成 26 年 9 月 7 日（日）
関東・甲信越地区	平成 26 年 11 月 22 日（土）
東海・北陸地区	平成 26 年 10 月 19 日（日）
近畿地区	平成 26 年 10 月 5 日（日）
中国・四国地区	平成 26 年 7 月 27 日（日）
九州・沖縄地区	平成 26 年 11 月 3 日（月・祝）
※	プログラム作成次第、財団ホームページに随時掲載
4. その他財団共催、認定研修会	
※	財団ホームページを参照、詳細を随時掲載